平成２３年（再イ）第５０４号

札幌市北区新琴似４条２丁目２番８号　ベルメッツコート102号

再生債務者　永井　信一

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年４月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年４月10日

札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（再イ）第５０９号

札幌市手稲区富丘１条５丁目６番23号

再生債務者　鳥井　洋伸

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年４月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年４月10日

札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（再イ）第５２号

函館市松川町39番７号

再生債務者　蛯子　國明

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年４月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年４月10日　　函館地方裁判所

平成２３年（再イ）第７号

秋田県大仙市福田町６番19号

再生債務者　伊藤　　忠

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年４月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年４月10日　秋田地方裁判所大曲支部

平成２３年（再イ）第１４号

長野県上伊那郡辰野町中央330番地２

再生債務者　堀内　光典

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年４月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年４月10日　長野地方裁判所伊那支部

平成２３年（再イ）第１０号

愛媛県大洲市五郎甲2546番地19

再生債務者　長田　　浩

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年４月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年４月10日　松山地方裁判所大洲支部

特定計量器型式承認

○独立行政法人産業技術総合研究所公告第２号

計量法（平成４年法律第51号）第76条第１項の規定に基づき、平成24年４月５日付けをもって次のように特定計量器の型式を承認したので同法第159条第１項第５号の規定に基づき公告する。

平成 24 年４月 24 日

独立行政法人産業技術総合研究所
理事長　野間口　有

1、承認番号　第ＳＳ121号

2、名称　神港テクノス株式会社

3、住所　大阪府箕面市船場東２丁目５番１号

4、特定計量器の種類　ガラス電極式水素イオン濃度指示計

○独立行政法人産業技術総合研究所公告第５号

計量法（平成４年法律第51号）第89条第１項の規定に基づき、平成24年４月11日付けをもって次のように特定計量器の型式を承認したので同法第159条第１項第５号の規定に基づき公告する。

平成 24 年４月 24 日

独立行政法人産業技術総合研究所
理事長　野間口　有

1、承認番号　第Q126号

2、名称　愛安徳電子（深圳）有限公司

3、住所　Datianyang Industrial Zone, Tantou Village, Songgang Town, Baoan District, Shenzhen, Guangdong Province, CHINA

4、特定計量器の種類　アネロイド型血圧計

個人型年金規約の一部を変更する規約

平成 24 年４月 24 日　　国民年金基金連合会　理事長　松本　省藏

個人型年金規約の一部を次のように変更する。

第30条第２項中第五号を削り、第４項第二号のニ中「及び適格退職年金契約」を削り、「石炭鉱業年金基金、」を「石炭鉱業年金基金及び」に、「加入員、」を「加入員又は」に改め、「又は受益者等」を削る。

第50条第１項第二号中「又は受益者等」を削る。

第63条第１項第十三号中「適格退職年金契約」を「法人税法（昭和40年法律第34号）附則第20条第３項に規定する適格退職年金契約（以下単に「適格退職年金契約」という。）」に改める。

第133条第２項第二号ハ中⑷を削り、⑸を⑷とし、⑹を⑸とし、⑺を⑹とする。

第142条第一号中「2,300円」を「2,700円」に改め、第二号の次に次の一号を加える。

三　法第83条第１項の規定により企業型年金の資産管理機関から個人別管理資産の移換を受け入れたとき1,000円

第143条第二号の次に次の一号を加える。

三　前条第３号に掲げる手数料については、連合会に移換された、その者に係る個人別管理資産のうちから控除することにより徴収する。

附　則

この規約は、平成24年４月１日から施行する。ただし、第142条及び第143条の改正規定については、平成24年10月１日から施行する。

型式適合認定に関する公示

一般社団法人日本膜構造協会　型式23―01号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第68条の10第１項の規定により型式適合認定を行ったので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の５の３第１項の規定に基づき、認定を受けた型式に係る建築物の部分（建築基準法施行令第136条の２の11第１号）、認定年月日、認定を受けた者の氏名又は名称及び認定番号を次のとおり公示する。

平成 24 年４月 24 日

一般社団法人日本膜構造協会
会長　石井　一夫

太陽工業株式会社

（認定年月日：平成23年４月25日）

型08Adbe0010036

（認定年月日：平成23年５月31日）

型08Adce0010038　型08Adce0010039
型08Adce0010040　型08Adce0010041
型08Adce0010042　型08Adce0010043
型08Adce0010044　型08Adce0010045
型08Adce0010046

（認定年月日：平成23年６月３日）

型08Adbe0010037

（認定年月日：平成23年６月22日）

型08Adbe0010047

（認定年月日：平成23年８月１日）

型08Adce0010048

（認定年月日：平成23年11月16日）

型08Adce0010049　型08Adce0010050
型08Adce0010051　型08Adbe0010052

（認定年月日：平成23年12月22日）

型08Adce0010053　型08Adce0010054
型08Adce0010055

（認定年月日：平成24年２月20日）

型08Adce0010056

（認定年月日：平成24年３月26日）

型08Adce0010057　型08Adce0010058

有限会社ノヴェルデザイン

（認定年月日：平成23年６月22日）

型08Adce0070002　型08Adce0070003

（認定年月日：平成23年10月18日）

型08Adce0070004

（認定年月日：平成23年12月22日）

型08Adce0070005　型08Adce0070006

三研工業株式会社

（認定年月日：平成23年５月31日）

型08Adce0090008